

# 大人の役割・大人の責任

## 鳥取県青少年健全育成条例



鳥取県の青少年（18歳未満の者）が理性的な判断や責任のある行動を取ることができる大人になれるよう、心身が発達段階にある青少年を見守り、健やかに育む社会環境を構築することが、青少年健全育成条例の目的です。

そのために、保護者や県民をはじめ、県などの行政機関や団体の果たすべき役割を宣言するとともに、青少年に関わりのある環境への規制などについて、この条例で定めています。

**第1条** この条例は、青少年の健全な育成に関する県及び県民の果たすべき責務を明らかにするとともに、青少年のための良好な社会環境の形成を図るために必要な措置を講じ、もって青少年の健全な成長に寄与することを目的とする。

### もくじ

<b>はじめに</b>	
条例の目的	P1
<b>社会環境の整備</b>	
販売等の自主規制	P2
陳列場所に関する規制	P2
自動販売機等への収納等の自主規制	P2
青少年に有害な図書類、玩具刃物類の指定及び販売等の禁止	P3
安全にインターネットを利用できる環境の整備	P4
インターネット接続機器の販売事業者の義務等	P5
保護者の義務	P5
物品の買受け、質受けの制限	P5
<b>不健全行為の禁止</b>	
深夜外出の制限等	P6
深夜営業を行う施設への立入制限等	P6
青少年への勧誘行為の禁止	P6
みだらな性行為、わいせつな行為の禁止	P7
児童ポルノ等の提供の求めの禁止	P7
場所の提供等の禁止	P7
<b>青少年を取り巻く大人の責務</b>	
県民、保護者、地域住民の責務	P8
県の責務と施策	P8

## 成人向けのを 青少年に近づけない



## 販売等の自主規制

第11条第1項

第11条第2項

第11条第3項

第11条第4項

- 図書類（書籍、雑誌、DVDソフト、ゲームソフト等）の販売等をする事業者は、図書類の内容が次の①のいずれかに該当するときは、青少年に販売、頒布、貸し付けをしたり、交換により入手させたり、見せたり、聴かせたり、読ませたりしないよう努めなければいけません。
- 映画、演劇等の興行主は、興行の内容が次の①のいずれかに該当するときは、青少年に観覧させないよう努めなければいけません。
- 広告主は、看板、ポスター、ちらし等の広告物が次の①のいずれかに該当するときは、公衆に表示したり青少年に頒布したりしないよう努めなければいけません。

- ① 青少年の性的感情を刺激し、  
 青少年の粗暴性または残虐性を誘発し、または助長し、  
 青少年の自死を積極的に奨励し、  
 薬物を青少年が使用することをあおり、唆し、または助け、
- 健全な成長を阻害するおそれのあるもの

- 玩具や刃物類の販売等をする事業者は、構造または機能が次の②のいずれかに該当するような玩具や刃物類を青少年に販売、頒布、貸し付けしたり、交換により入手させないよう努めなければいけません。

- ② 青少年の性的感情を刺激し、  
 青少年の粗暴性・残虐性を誘発し、または助長し、  
 人の生命、身体または財産に危害を及ぼすおそれのあるもの
- 健全な成長を阻害するおそれのあるもの

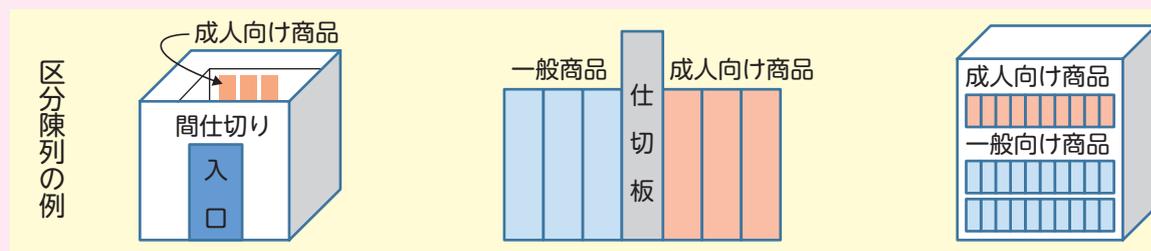
- その他の物品の販売事業者、サービスの提供事業者は、その営業に関し、青少年の健全な成長を阻害することのないよう努めなければいけません。

## 陳列場所に関する規制

第11条の2

- 図書類の販売等をする事業者は、図書類の内容が上の①のいずれかに該当するときは、他の図書類と区別して店舗の屋内の容易に監視できる一定の場所に陳列しなければいけません。

区分陳列が行われていないとき ⇒ 助言または指導



## 自動販売機等への収納等の自主規制

第12条

- 図書類の販売等をする事業者は、図書類の内容が上の①のいずれかに該当するときは、自動販売機等に収納しないよう努めなければいけません。
- 玩具や刃物類の販売等をする事業者は、玩具や刃物類の形状、構造または機能が上の②のいずれかに該当するときは、自動販売機等に収納しないよう努めなければいけません。
- コンドームなどの衛生用品の販売事業者は、学校その他の教育施設、文化施設、遊園地、公園その他青少年が利用・集合する施設やその周辺では、自動販売機により販売しないよう努めなければいけません。
- 酒類の販売事業者は、自動販売機を適正な管理を行うことができる場所に設置するとともに、屋外に設置する場合は販売を午前5時から午後11時までとするよう努めなければいけません。
- このほか、物品の販売等をする事業者は、自動販売機等によって物品を販売、貸し付ける場合は、青少年の健全な成長を阻害することがないよう、設置場所や管理方法等に配慮するよう努めなければいけません。

有害な図書類を 青少年に見せない 有害な玩具刃物類を 青少年に渡さない



青少年に有害な図書類、玩具刃物類の指定及び販売等の禁止 第13条 第14条の2 第16条

- ・図書類または玩具や刃物類の販売等をする事業者は、有害図書類または有害玩具刃物類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、または交換により入手させてはいけません。(インターネット等による場合も含む)

違反した場合 ⇒ 30万円以下の罰金

常習者は ⇒ 6月以下の懲役または50万円以下の罰金

### ○ 有害図書類の指定方法

個別指定 … 鳥取県青少年問題協議会有害図書類指定審査部会の審査を経て、知事が指定します。

包括指定 … 一定基準を満たすものは、個別指定がなくても有害図書類とします。

団体指定 … 図書類の閲覧または視聴に適した年齢区分等の審査を行う団体で、知事が指定した団体※が青少年の使用に不相当と判断したものを有害図書類とします。

※特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構(通称 CERO)、一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構、一般社団法人日本コンテンツ審査センターのこと。

**Check** 有害図書類指定状況 >> 鳥取県ホームページ「有害図書類の指定審査」



### ○ 有害玩具刃物類の指定方法

玩具や刃物類の形状、構造または機能が次の③のいずれかに該当すると認めるときは、青少年に有害な玩具刃物類として知事が指定します。

- ③ 著しく青少年の性的感情を刺激し、  
著しく青少年の粗暴性または残虐性を誘発し、または助長し、  
人の生命、身体または財産に危害を及ぼし、青少年に所持させることが

健全な成長を阻害するおそれのあるもの

有害図書類や有害玩具刃物類の青少年への販売は、実店舗と同様にインターネット事業者や通信販売事業者による場合であっても禁止されています。

ECサイトやネットフリマなど、インターネットでは様々な商品が取引されており、中には子どもの使用にふさわしくないものも含まれています。お子さんがこれらのものを保護者の知らないうちに入手することのないよう、インターネットの利用状況の適切な管理と把握をお願いします。



### [参考] 有害玩具刃物類の指定状況

品名	構造・機能
バタフライナイフ	柄がさやを兼ねる折りたたみ式ナイフのうち、さやが刃体のみね側の部分と刃先側の部分の2つに分かれ、刃体との接合部を軸にしてそれぞれ両側に開いて開刃し、刃体とさやを直線的に固定できるもの [告示]平成10年12月1日鳥取県告示第761号
サバイバルナイフ	刃体と柄が直線的かつ不可動的に固定されたナイフのうち、みねの部分のがのこぎり状に加工されたもの及び内部に道具を収納するもの [告示]平成10年12月1日鳥取県告示第761号
ダガーナイフ	鎚(しのぎ)を中心として左右が対称の両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの [告示]平成20年6月30日鳥取県告示第478号
銃砲型近代洋弓 (ボーガン、クロスボウ)	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの [告示]令和2年7月31日鳥取県告示第445号

## 青少年に有害なサイトへ アクセスさせない



### 安全にインターネットを利用できる環境の整備 第12条の2

#### ○ 保護者の努力義務

- 青少年がスマートフォン、タブレット、ゲーム機、パソコンなどでインターネットを利用する場合は、流通する情報を適切に取捨選択して情報発信を行う能力を習得するよう努めなければいけません。
- 青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力に応じ、ペアレンタルコントロール（青少年のインターネットの利用を管理するために保護者が行うべき次の④のような措置）を適切に行うよう努めなければいけません。

- ④
- インターネットを利用できる時間、場所を制限し、インターネットの利用の状況を把握すること
  - 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できるようにすること
  - 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（以下、「フィルタリング※」という。）を利用して、有害情報の閲覧や視聴を防止すること
  - その他青少年のインターネットの利用を制御することができる措置

#### ■ 用語説明

##### フィルタリングとは

インターネット上の青少年にとって有害な情報を閲覧できないようにアクセス制限する機能です。フィルタリングには、① 市販のフィルタリングソフトを購入し、パソコンにインストールする、② ブラウザ（Google Chrome、Safari、Microsoft Edgeなどのwebページ閲覧ソフト）の中のフィルタリング機能を設定する、③ 加入しているプロバイダのフィルタリングサービスを利用する等の方法があります。

なお、携帯電話会社には、青少年インターネット環境整備法により、フィルタリングサービスの利用を条件として携帯電話を販売することが義務づけられています。

#### Check フィルタリング紹介サイト

総務省「フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）をご存知ですか？」



#### Check ペアレンタルコントロールについて詳しくは…

鳥取県ホームページ  
「今すぐ始めよう！  
ペアレンタルコントロール」



鳥取県ホームページ  
ペアレンタルコントロール  
案内ページ一覧



総務省ホームページ  
「フィルタリングや時間管理等で  
上手にコントロール」



内閣府ホームページ  
「普及啓発リーフレット集」



#### ○ インターネット利用環境の整備

- 公民館などの公共施設、インターネットカフェ、家電量販店、ホテルなど不特定多数の人が利用できるパソコンを設置する者は、利用する者の年齢が確認できる場合は確認し、青少年が利用する機器にはフィルタリングを利用して、有害情報の閲覧や視聴ができないようにしなければいけません。

違反した場合 ⇒ 改善事項報告書の提出

- その他、学校や青少年の勤務する職場関係者、インターネット接続機器の販売等をする事業者、インターネット上にホームページや掲示板等を開設している者には、有害情報を青少年に閲覧、視聴させないための努力義務が課せられています。

## フィルタリング手続きの厳格化



### インターネット接続機器の販売事業者の義務等 第12条の3第1項

- インターネット接続機器（スマートフォンやタブレット、ゲーム機等）の販売事業者は、購入する青少年や保護者に対して次の①から⑤について説明し、内容が記載された書面を交付しなければいけません。

違反した場合 ⇒ 勧告、公表

- ① 販売する機器でインターネットの利用が可能なこと
- ② 不適切な利用により、犯罪や事件等に巻き込まれたり、法令に触れるおそれがあること
- ③ 保護者はペアレンタルコントロールを行う必要があること
- ④ 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの機能及び利用方法
- ⑤ 制限できる機能の範囲や制限方法 など

### 携帯電話インターネット接続役務提供事業者※や契約代理店等の義務 第12条の3第2項

※携帯ISP（インターネットサービスプロバイダー）ともいう。

- 契約の締結時や取次ぎ、代理を行うときには、青少年やその保護者に対して、携帯電話インターネット接続サービスの提供を受けることにより有害情報の閲覧や視聴の機会が生ずることや、上の②③④のほか、フィルタリングを利用しない旨の申し出には書面の提出が必要なことを説明し、内容が記載された書面を交付しなければいけません。
- フィルタリングを利用しない旨の申出書または電磁的記録は、契約が終了する日または青少年が18歳に達する日のいずれか早い日まで保存しなければいけません。

違反した場合 ⇒ 勧告、公表

### 保護者の義務 第12条の3第3項

- 保護者は、正当な理由※がない限り青少年が使用する携帯電話（スマートフォン、PHSを含む）にはフィルタリングを利用しなければいけません。やむを得ず利用しない場合には、保護者が責任をもって携帯電話インターネット接続提供事業者に書面で申し出なければいけません。

※フィルタリングを利用しないことができる場合（正当な理由）

- ・ 青少年が仕事をしており、業務に支障が生じる場合
- ・ 青少年の障がい、病気により、日常生活に支障が生じる場合
- ・ 保護者が青少年のインターネット接続機器の使用状況を適切に把握し、有害情報の閲覧や視聴を防止する場合

## 青少年から 物品を買わない



### 物品の買受け、質受けの制限 第17条の7

- 質屋は、青少年から物品を質に取って金銭を貸し付けてはいけません。
- 古物商は、青少年から物品を買受けたり、売買の仲介をしてはいけません。

※青少年が保護者と同行する場合、保護者の承諾を得ていると認められる場合は除きます。

違反した場合 ⇒ 30万円以下の罰金

#### ■ 用語説明

##### 質屋とは

もっぱら物品の「質物」を担保として金銭の貸し付けを行う業者であって、都道府県公安委員会の許可を受けた者

##### 古物とは

一度使用された物品もしくは使用されない物品で使用のために取引されたものまたはこれらの物品にいくぶんの手入れをしたもの

## 青少年を 深夜に外出させない



### 深夜外出の制限等 第21条

- 何人も、正当な理由がある場合を除き、現に監護し、または保護する青少年を深夜※に外出させないように努めなければいけません。 第21条第1項

※深夜とは、午後11時から翌日の日出前までの時間をいいます。

- 何人も、青少年が刑罰法令に触れたり、そのおそれのある行為を行ったり、これらの行為が青少年に対して行われたりすることを知りながら、または青少年に対してこれらの行為をするため、深夜に青少年を連れ出したり、同伴して徘徊したり、とどめたりしてはいけません。 第21条第2項

違反した場合 ⇒ 10万円以下の罰金

## 青少年を 深夜に立ち入らせない



### 深夜営業を行う施設への立入制限等 第21条の2

- 個室形態のカラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェの営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業員は、青少年を深夜に立ち入らせ、またはとどまらせてはいけません。

違反した場合 ⇒ 30万円以下の罰金

- 深夜に営業を行う場合は、施設内の見やすい箇所に、深夜における青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければいけません。

違反した場合 ⇒ 20万円以下の罰金



立入禁止掲示表示例（縦20cm、横40cm以上）

鳥取県青少年健全育成条例の定めるところにより、午後11時から翌日の日出時までの間、18歳未満の方の入場をお断り致します。（保護者同伴でもお断り致します。）

- 上記施設の営業者を除き、コンビニエンスストアなどの深夜に営業を営む者や従業員などは、深夜に、施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければいけません。

### STOP! 深夜徘徊(はいかい)

毎年、深夜徘徊で補導される青少年が後を絶ちません。深夜徘徊が基本的な生活習慣を乱すだけでなく、次の非行に繋がったり、犯罪被害に遭うおそれがありますので、保護者はもちろん自宅に子どもが遊びに来た場合や合宿等で青少年を監督する方は、青少年を深夜外出させないように注意していただくようお願いいたします。

## 青少年を 勧誘しない



### 青少年への勧誘行為の禁止 第21条の3

- 何人も、青少年に対し、接待飲食等営業※1または性風俗関連特殊営業※2の接客業務に従事するよう勧誘行為をしてはいけません。

※1 キャバクラ、ホストクラブ、バーなど

※2 ソープランド、ファッションヘルス、派遣型ファッションヘルス、アダルトショップなど

違反した場合 ⇒ 30万円以下の罰金

## 青少年に対する 不健全な行為の禁止



### みだらな性行為、わいせつな行為の禁止 第18条

- ・何人も、青少年に対して、みだらな性行為、わいせつな行為をしてはいけません。
- ・何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはいけません。

違反した場合 ⇒ 1年以下の懲役または50万円以下の罰金

- ・何人も、青少年に対して、みだらな性行為、わいせつな行為を教えたり見せたりしてはいけません。

違反した場合 ⇒ 20万円以下の罰金

## 青少年への 自画撮り要求行為の禁止



### 児童ポルノ等の提供の求めの禁止 第18条の2

- ・何人も※1、青少年に対して、正当な理由※2なく、その青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはいけません。

※1 インターネット等を利用して県外から県内の青少年に要求する行為、県内から県外の青少年に要求する行為についても規制の対象となります。

※2 「正当な理由」とは、犯罪捜査、弁護活動、医療、児童相談等、本人を守るために行われる正当な業務のために提供を求める場合をいいます。相手との関係の親密さは正当な理由にあたりません。

違反した場合 ⇒ 30万円以下の罰金

### STOP! 自画撮り

SNSで知り合った人等に、騙されたり脅されたりして自分の裸や下着姿などの写真を送られる「自画撮り被害」が増えています。送信した写真や動画はインターネット上に流出する危険性があり、一度流出すると繰り返しコピーされ、削除することは極めて困難です。また、送信するつもりはなくても、スマートフォンの紛失やデータの誤送信等により流出する可能性があります。人に見られたら恥ずかしいと思う姿は撮影しないようお子様への指導をお願いします。

裸等の画像を送らないことはもちろん、誹謗中傷や嫌がらせなどのトラブルを避けるためにも、自分の名前や住所、学校などの個人情報をインターネット上で伝えないよう、声がけしてください。

【参考】啓発マンガ「STOP!自画撮り」(警察庁啓発資料)

青少年への不健全行為や  
少年非行に係る

## 場所の提供、仲介をしない



### 場所の提供等の禁止 第19条

- ・何人も、次の①から⑨の行為を青少年が行ったり、またはこれらの行為が青少年に対して行われたりすることを知らずながら場所を提供し、またはこれらの行為を周旋（仲介）してはいけません。

- |   |  |
|---|--|
| ① みだらな性行為、わいせつな行為                           | ⑦ 大臣指定薬物※1を製造し、輸入し、販売し、若しくは授与する行為または所持する行為 |
| ② 賭博、暴行                                     | ⑧ 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例第11条の規定に違反する行為※2        |
| ③ 麻薬、あへん、覚醒剤の使用または譲渡                        | ⑨ 喫煙、飲酒                                    |
| ④ 大麻の使用、栽培または譲渡                             |  |
| ⑤ 麻薬及び向精神薬取締法の規定に違反する行為                     |  |
| ⑥ シンナーや接着剤、塗料、シーリング用の充填料等をみだりに摂取し、または吸入する行為 |  |

違反した場合 ⇒ 6月以下の懲役または30万円以下の罰金

※1 医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定によるもの

※2 危険薬物（覚醒剤、大麻等と同様に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、健康被害が生じる物で、人が摂取し、または吸入するおそれがあるもの。危険ドラッグも対象となる）を製造、販売、広告、所持、使用するなどの行為

大人の責任・大人の役割 **社会全体での取組****県民、保護者、地域住民の責務**

第4条

**県民**

青少年の健全な育成についての関心と理解を深め、その健全な成長を助長する社会環境を形成するよう努めなければいけません。

**保護者**

青少年を健全に育成することが自らの責務であることを強く自覚し、愛情ある環境の中で監督し、保護し、教育するとともに、青少年が心身ともに健やかに成長するための基本的な生活習慣を身につけさせるよう努めなければいけません。

**地域住民**

互いに協力し、地域社会における活動を通じて、積極的に青少年を健全に育成するよう努めなければいけません。



**青少年の健全育成に  
社会全体で取り組んでいきましょう**

**県の責務と施策**

第3条

第5条

- 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有します。
- このような施策を実施するに当たっては、市町村並びに青少年の育成に携わる関係者及び関係団体をはじめとする県民と協働して実施するものとします。

**優良図書等の推奨**

第8条

…………… 県民からの要望による推薦も可能です。

**調査及び情報提供**

第9条

…………… 青少年育成意識調査を5年毎に実施し、結果を公表しています。

**青少年健全育成協力員**

第9条の2

…………… 県内に50人を配置しています。

**立入調査**

第22条

…………… 条例の遵守状況の調査や規定内容の周知のため職員が事業所等を訪問しています。

このパンフレットでご紹介しているのは条例の一部ですので、詳しくは下記リンク先をご参照ください。

**全文を確認したい場合**

鳥取県例規集インターネット版  
「鳥取県青少年健全育成条例」

**条文を平易な文章で確認したい場合**

鳥取県ホームページ  
「子ども向け鳥取県青少年健全育成条例の解説」



[発行元・問合せ先]

**鳥取県子育て・人財局子育て王国課 青少年担当**

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

TEL 0857-26-7076 FAX 0857-26-7863



小さな支えが大きな安心  
**子育て王国 鳥取県**

鳥取県 青少年

検索

